

小国町交通安全計画

【令和3年度～令和7年度】

令和4年3月

小 国 町

ま え が き

交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、昭和45年に交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）が制定されました。これに基づき、国においては交通安全基本計画を、また山形県においては交通安全計画をそれぞれ10次にわたって策定し、県、市町村及び関係機関・団体が一体となって交通安全対策を強力に実施してきました。

その結果、小国町における交通事故死亡者は昭和63年の7名をピークに減少し近年は1～4名で推移しており、事故発生件数、負傷者数はともに減少傾向にあります。

しかしながら、交通環境の変化や高齢化の進行などに伴い、高齢運転者が交通事故の第一当事者となる事故が増加傾向にあり、またピーク時から減少しているとはいうものの、未だに毎年1名以上の尊い命が交通事故によって失われ、20名以上の方が負傷しています。

言うまでもなく、交通事故の防止は、行政及び関係機関はもちろん、町民一人ひとりが全力をあげて取り組まなければならない重要な課題であり、人命尊重の理念の下に、総合的かつ長期的な施策をまとめた計画を策定し、これに基づいて諸施策を強力に推進していかなければなりません。

この交通安全計画は、交通安全対策基本法第25条第1項の規定に基づき、令和3年度から同7年度までの5年間に、講ずべき交通安全に関する施策の大綱を定めたものであります。

この計画に基づき、交通の状況や地域の実態に即して、交通安全に関する施策を具体的に定め、これを強力に推進することとします。

目 次

計画の基本理念	1
第1編 道路交通の安全	3
第1章 道路交通安全の目標等	3
1 道路交通事故の現状等	3
(1) 道路交通事故の現状	3
(2) 道路交通を取り巻く状況の展望及び小国町交通安全計画における目標 ...	3
第2章 道路交通安全についての対策	4
第1節 今後の道路交通安全対策を考える視点	4
1 交通事故による被害を減らすために重点的に考える視点	4
(1) 高齢者及び子どもの安全確保	4
(2) 歩行者及び自転車の安全確保と遵法意識の向上	4
(3) 先端技術の活用推進	5
(4) 交通実態を踏まえたきめ細かな対策の推進	5
(5) 地域が一体となった交通安全対策の推進	5
第2節 道路交通安全対策の重点事項	6
1 高齢者及び子どもの交通安全対策の推進	6
(1) 高齢者の交通安全対策の推進	6
(2) 子どもの交通安全対策の推進	6
2 幹線道路での交通事故防止対策の推進	6
3 高齢運転者対策の推進	6

4	夕方から夜間にかけての交通事故防止対策の推進	7
5	衝突時の被害軽減対策の推進	7
第3節	道路交通安全のための施策の展開	7
1	交通安全思想の普及徹底	7
(1)	段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	8
(2)	交通安全に関する普及啓発活動の推進	10
(3)	地域で守る交通弱者の交通安全対策の推進	11
(4)	飲酒運転の撲滅	11
(5)	自転車の安全利用の推進	11
2	安全運転の確保	12
(1)	運転者教育等の充実	12
3	道路交通環境の整備	13
第2編	踏切道における交通の安全	14
第1章	踏切道における交通安全の目標等	14
1	踏切事故の状況等	14
2	交通安全計画における目標	14
第2章	踏切道における交通安全対策	14

参考資料

平成28年～令和2年 山形県及び小国町の交通事故発生状況

計 画 の 基 本 理 念

【 交通事故のない社会を目指して 】

小国町は、少子化による人口減少と超高齢社会の到来を迎えています。このような大きな社会環境変化を乗り越え、真に豊かで活力ある社会を構築していくためには、その前提として、町民が安全で安心して暮らしていくことのできる社会を実現することが重要となっています。

交通事故により被害に遭われる方が後を絶たないことを考えると、交通安全の確保は、安全・安心な社会の実現を図っていくための重要な要素であります。

交通安全施策を講ずるにあたっては、人命尊重の理念に基づき、また交通事故がもたらす大きな社会的・経済的損失をも勘案して、究極的には交通事故のない社会を目指すことが求められています。

【 人優先の交通安全思想 】

安全・安心な町づくり確保のためには、特に、弱い立場にある者への配慮や思いやりが不可欠であり、すべての交通について、高齢者、障がい者、子ども等の交通弱者の安全をより一層確保することが必要です。交通弱者の安全確保のためには、子どもや高齢者が生活する身近な地域において交通弱者を交通事故から守る仕組みを地域ぐるみで構築していくことが重要です。また、安全・安心な地域社会を実現していくためには、交通事故の危険に対する対応力を強化していく必要があります。

このような「人優先」の交通安全思想を基本とし、あらゆる施策を推進するとともに、地域ぐるみで交通弱者を守る仕組みづくりを促進していきます。

【 高齢化が進展しても安全に移動できる社会の構築 】

高齢化の進展に伴って、生じる様々な交通の課題に向き合い、解決していくことが不可欠となります。高齢になっても安全安心に移動を楽しむことができ、さらに、年齢や障がいの有無等に関わりなく安全に安心して豊かな人生を送ることができる「共生社会」を構築することを目指していきます。

このような観点から、交通安全対策に関する効果評価・予想等を踏まえ、適切かつ効果的な施策を総合的にとりまとめ、町民の理解と協力のもとに推進することを基本として本計画を策定するものとします。

特に、人に対する安全対策については、運転する人間の交通安全意識の徹底や指導の強化等を図り、かつ、歩行者等の安全な移動を確保するため、歩行者等の交通安全意識の徹底等を図るものとします。

また、交通社会に参加する町民一人ひとりが自ら交通安全に関する意識を改革していくことが極めて重要であることに鑑み、今後も交通安全教育、普及啓発活動を充実させ、社会全体の規範意識及び交通マナーの向上に努めます。

交通安全施設等の整備についても、社会の変化に適切に対応した見直しを行いながら、効果的に推進していくこととします。

これらの施策は、少子高齢化、国際化等の社会情勢の変化や交通事故の状況、交通事情等の変化に応じて弾力的に対応しながら、これを重点的かつ効果的に実施するものとします。

交通事故防止のためには、「人優先」の基本的な考え方の下、町民の主体的な交通安全活動を積極的に推進し、社会全体の交通安全意識の高揚を図る必要があり、町民の協力を得ながら官民一体となって施策を推進していきます。

第1編 道路交通の安全

第1章 道路交通安全の目標等

1 道路交通事故の現状等

(1) 道路交通事故の現状

小国町における道路交通事故の現状は、総合的かつ長期的な安全対策の推進に努めた結果、交通事故死亡者は昭和63年の7名をピークに減少しつつ、その後はほぼ横ばいで推移してきました。近年は事故発生件数、負傷者数はともに減少傾向にあります。

過去5年間の小国町における死亡事故の特徴を見ると、

- ① 国道113号で多く発生している
 - ② 高齢運転者が第一当事者になる事故が多く発生している
 - ③ 形態別では、車両相互の衝突・追突が多い
 - ④ 原因別では、前方不注意や安全不確認による事故が多い
- 等があげられます。

これは、高齢者人口の増加に伴い、免許所持者の高齢化や社会活動参加の機会の拡大等の要因が影響しているものと考えられます。

(2) 道路交通を取り巻く状況の展望及び小国町交通安全計画における目標

町内における今後の道路交通を取り巻く状況を展望すると、地域高規格道路の整備や主要県道の改良が進むことによって、生活環境の多様化に伴う活動の広域化により、広域交流の一層の進展が図られ主要都市間の広域流通・交流の動脈となることが考えられます。

また、今後ますます進展する少子高齢化に伴う高齢者の免許保有率の増加、社会活動への参加機会の増加などにより、高齢者が関係する交通事故の増加も予想されます。

このような状況を鑑み、諸施策を総合的かつ計画的に実施することにより、交通事故による死傷者数をできるだけゼロに近づけ、安全で安心して暮らせる小国町の実現を目指していきます。

第2章 道路交通安全についての対策

第1節 今後の道路交通安全対策を考える視点

近年、交通事故の発生件数や負傷者数が減少していることから、これまでの計画に基づく対策により、一定の効果があつたものと考えられます。

このため、従来の交通安全対策を基本としつつ、経済社会情勢、交通情勢、技術の進展・普及の変化等に柔軟に対応し、また、変化する状況の中で実際に発生した交通事故に関する情報の収集、分析を充実し、より効果的な対策への改善を図るとともに、有効性が見込まれる新たな対策を推進していきます。

1 交通事故による被害を減らすために重点的に考える視点

(1) 高齢者及び子どもの安全確保

高齢者の関係する交通事故は横ばいの傾向にありますが、今後も高齢化が進むことを踏まえると、高齢者が安全かつ安心して外出したり移動したりできるような交通社会の形成が必要です。

高齢者については、主として歩行及び自転車等を交通手段として利用する場合の対策を進めていくとともに、自らが自動車を運転する場合の安全対策を推進していきます。

一方、少子化が進行する中で、安心して子どもを生み、育てることができる環境の整備が必要とされています。次代を担う子どもの交通安全対策が一層求められていることから、未就学児からの発達段階に応じた交通安全教育の推進や通学路等における交通安全啓発活動を推進していきます。

(2) 歩行者及び自転車の安全確保と遵法意識の向上

自動車と比較して弱い立場にある歩行者、特に、高齢者や子どもに対する安全確保を図る対策が、より一層重要となっています。

横断歩行者が関係する交通事故を減少させるため、運転者には横断歩道に関する交通ルールの再認識と歩行者優先の徹底を周知するなど、遵法意識の向上を図っていきます。

自転車については、自動車と衝突した場合には被害を受ける反面、歩行者と衝突した場合には加害者となるため、全ての年齢層へのヘルメット着用の推奨、自転車の点検・整備、自転車損害賠償責任保険等への加入促進等の対策を推進していきます。

また、自転車利用者については、自転車の交通ルールに関する理解が不十分なことを背景として、ルールやマナーに違反するケースも発生していることから、交通安全教育等の充実を図るほか、街頭における指導啓発活動を積極的に推進するなど自転車に関する安全意識の醸成を図ります。

（３）先端技術の活用推進

運転者の危険認知の遅れや運転操作の誤りによる事故を未然に防止する安全運転サポート車（以下「サポカー」という。）及びサポカーＳ※を初めとした技術の活用によって、交通事故の減少が期待されています。

今後も新たな技術を活用した安全対策等を注視しながら取組を推進していきます。

※ サポカー：衝突被害軽減ブレーキを搭載した、全ての運転者に推奨する自動車

サポカーＳ：衝突被害軽減ブレーキに加え、ペダル踏み間違い急発進抑制装置等を搭載した、特に高齢運転者に推奨する自動車

（４）交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進

これまで、総合的な交通安全対策の実施により交通事故の発生は減少しているところですが、前方不注視などの安全運転義務違反に起因する交通事故は、依然として多く、近年、相対的にその割合は高くなっています。このため、これまでの対策では抑止が困難である交通事故について、発生地域、場所、形態等を詳細な交通事故の情報に基づき精査し、よりきめ細かな対策を効果的かつ効率的に実施していくことにより、当該交通事故の減少を図っていきます。

（５）地域が一体となった交通安全対策の推進

各地域においては、高齢化の一層の進展等に伴う、地域社会のニーズと交通情勢の変化を踏まえつつ、安全安心な交通社会の実現に向けた取組を具体化することが急がれる中で、行政、関係団体及び住民等の協働により地域に根ざした交通安全対策等に取り組んでいくことが一層重要となります。このため、地域の実情を熟知した専門家の知見を地域の取組に活かすとともに、地域住民の交通安全対策への関心を高め、交通事故の発生場所や発生形態など事故特性に応じた対策を実施していきます。そのためには、インターネット等を通じた交通事故情報の「見える化」を図り、交通事故情報の提供に努めるなど、これまで以上に地域住民に交通安全対策に関心を持ってもらい、当該地域に

おける安全安心な交通社会の形成について、自らの問題として積極的な参加を促すなど、町民主体の意識を醸成していきます。

第2節 道路交通安全対策の重点事項

第10次小国町交通安全計画期間内（平成28年～令和2年）における交通事故の特徴等を踏まえ、次の5項目を重点として取り組んでいきます。

1 高齢者及び子どもの交通安全対策の推進

（1）高齢者の交通安全対策の推進

高齢化の進展に伴い、今後とも増加することが懸念されている高齢者の交通事故を防止するため、加齢に伴う身体機能の変化が歩行者または運転者としての交通行動に及ぼす影響について理解を深めていくとともに、道路及び交通の状況に応じて安全に道路を通行するために必要な実践的技能及び交通ルール等の知識の習得を目標として、参加・体験・実践型の交通安全教育を積極的に推進していきます。

さらに、夜光反射材の活用等交通安全用品の普及に努めることにより、高齢者自らが自分を守る意識を醸成するとともに、地域において高齢者を事故から守る意識を醸成していきます。

（2）子どもの交通安全対策の推進

子どもを交通事故から守るためには、高齢者と同様に、子どもも交通社会の一員であることをしっかりと学び、自ら危険に気づく能力を身につけることが重要であることから、その発達段階に応じて段階的かつ体系的に交通安全教育を実践し、交通事故防止に必要な実践的技能を育んでいきます。具体的には、子どもの興味・関心に応じて、参加・体験・実践型の教育を積極的に推進していきます。

2 幹線道路での交通事故防止対策の推進

交通事故の多くが国道113号で発生していることから、赤色回転灯や注意喚起看板などの安全施設等の整備を行い、交通の安全を確保して再発防止に努めていきます。

3 高齢運転者対策の推進

過去5年間の高齢運転者（第一当事者）による交通事故は、全交通事故の44.8%を占めています。

このため、具体的な事故事例に基づく安全教育はもとより、自らの身体機能の低下等を

認識できる参加・体験・実践型の交通安全教育を推進していきます。

また、安全運転を支援するサポカーの活用や運転免許証の自主返納をしやすいするための環境づくりにも努めます。

4 夕方から夜間にかけての交通事故防止対策の推進

日没時間の早まる秋以降、夕暮れ時から夜間にかけては、高齢者等が道路を歩行中に交通事故に遭う危険が高まります。さらに冬期間には、降雪や積雪によって視界不良が一層起こりやすい環境となることから、車両運転者に対しヘッドライトの早め点灯の呼びかけを行うほか、歩行者を早めに確認できるハイビームの積極的な活用を推奨するなど、ヘッドライトのこまめな切り替えによる前方への注意を高める運転についての対策を推進していきます。

また、小国町交通安全推進協議会と連携し夜光反射材等交通安全用品の普及促進に取り組んでいきます。

5 衝突時の被害軽減対策の推進

山形県内の自動車乗車中の死亡事故においてシートベルトを装着していれば助かったであろう事例が数多くあることを踏まえ、シートベルト及びチャイルドシートの着用効果についての理解を深め、後部座席を含めた全ての座席における着用率100%を目標に、正しい着用の徹底を図るとともに、衝突時の被害軽減対策としてサポカーの活用を推進していきます。

さらに、自転車利用者に対しては、「山形県自転車の安全で適切な利用促進に関する条例」に基づくヘルメット着用等の安全措置規程の周知・啓発を図り、その着用を促進するため、関係機関・団体等の相互の協力により、あらゆる機会・媒体を通じて積極的な普及啓発活動を展開していきます。

第3節 道路交通安全のための施策の展開

交通安全対策をより効果的に推進するため、前述の5つの視点と5つの重点事項を踏まえ、以下の3つの柱を中心とした施策を展開していきます。

1 交通安全思想の普及徹底

交通安全教育は、自他の生命尊重という理念の下に、交通社会の一員としての責任を自覚し、交通安全意識と交通マナーの向上に努め、相手の立場を尊重し、他の人々や地域の安全にも貢献できる良き社会人を育成する上で、重要な意義を有しています。

交通安全意識を向上させ交通マナーを身につけるためには、人間の成長過程に合わせ、生涯にわたる学習を促進して町民一人ひとりが交通安全の確保を自らの課題として捉えるよう意識の改革を促すことが重要です。また、「人優先」の交通安全思想の下、高齢者、障がい者、子ども等の交通弱者に関する知識や思いやりの心を育むとともに、他人の痛みを思いやり、交通事故を起こさない意識を育てることも重要です。

このため、未就学児から成人に至るまで、心身の発達段階やライフステージに応じた段階的かつ体系的な交通安全教育を行うとともに、超高齢社会が進展する中で、高齢者自身の交通安全意識の向上を図りながら、他の世代に対しても、高齢者の特性を知り、その上で高齢者を保護し、また、高齢者に配慮する意識を高めるための啓発指導を強化していきます。

さらに、自転車を使用することが多い小学生、中学生及び高校生に対しては、将来の運転者教育の基礎となるよう自転車の安全利用に関するルールとマナーの指導を強化していきます。

交通安全教育・普及啓発活動については、小国町交通安全推進協議会を中心とした交通安全活動や各種の啓発活動等を積極的に展開していくよう努めます。

(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

① 未就学児に対する交通安全教育

未就学児に対する交通安全教育は、心身の発達段階や地域の実情に応じて、基本的な交通ルールを遵守し、交通マナーを実践する態度を習得させるとともに、日常生活において安全に通行するために必要な基本的な技能及び知識を習得させることを目標とします。

保育園と認定こども園においては、「かもしかクラブ」を通じての交通安全教育に重点を置き、家庭及び関係機関・団体と連携・協力を図りながら、日常の教育・保育活動のあらゆる場面を捉えて交通安全教育を計画的かつ継続的に実施していきます。

② 小学生に対する交通安全教育

小学生に対する交通安全教育は、心身の発達段階や地域の実情に応じて、歩行者及び自転車の利用者として必要な技能と知識を習得させるとともに、道路及び交通状況に応じて、安全に道路を通行するために、道路における危険を予測し、これを回避して安全に通行する意識及び能力を高めることを目標とします。

各学校、PTA、関係機関・団体と連携・協力を図りながら、横断時の意思表示等の安全な歩行の仕方、自転車の安全な利用、交通ルールの意味及び必要性等について重点的に交通安全教育を実施していきます。加えて、「交通安全ありがとう運動」の

実践による交通安全意識の醸成を図るとともに、自転車利用中に加害者となる事例を捉え、賠償責任等への備えとして、自転車保険の加入を促進していきます。また小国町交通安全母の会の「交通安全は家庭から」の理念のもと家族単位での交通安全意識の向上や子ども見守り隊を初めとした、地域ボランティアによる通学路における児童への安全な行動の指導を継続して実施していきます。

③ 中学生及び高校生に対する交通安全教育

中学生及び高校生に対する交通安全教育については、自転車の安全な利用など自己の安全を守るもののほか、思いやりをもって、他の人々の安全に対する配慮を行えるよう、各学校や関係機関・団体等との連携協力を図りながら、交通安全教育を推進していきます。加えて、「交通安全ありがとう運動」の実践による交通安全意識の醸成、自転車乗車中におけるヘルメットの着用、自転車利用中に加害者となる事例を捉え、賠償責任等への備えとして、自転車保険の加入を促進していきます。また、生徒等に対する交通安全教育と同様に家族単位での交通安全意識の向上を図っていきます。

④ 成人に対する交通安全教育

成人に対する交通安全教育は、小国地区交通安全協会や小国地区安全運転管理者協議会等の関係団体と連携・協力を図りながら、自動車等の安全運転の確保の観点から、運転者としての社会的責任と交通安全の推進役としての立場を深く認識してもらうため、安全運転に必要な知識及び技術、特に危険予測・回避能力の向上、交通事故被害者の心情等交通事故の悲惨さに対する理解、交通安全意識・交通マナーの向上を図ります。

⑤ 高齢者に対する交通安全教育

本町は高齢化率が高く、高齢者の特性を踏まえた継続的な交通安全教育の推進が求められています。加齢に伴う身体機能変化が歩行者または運転者としての交通行動に及ぼす影響について理解を深めてもらうとともに、自ら納得して安全な交通行動を実践してもらえよう必要な実践的技能及び交通ルール等の知識を習得させることを推進していきます。

このため、交通安全専門指導員等による参加・体験・実践型の交通教育を積極的に推進していきます。

また、小国町交通安全推進協議会と連携した、高齢者交通安全教室等の開催、高齢者に対する社会教育活動、福祉活動、各種催し物等の多様な機会を利用した交通安全教育の実施、特に老人クラブ未加入者を始めとした高齢者宅への個別訪問指導、家庭における交通安全についての話し合いの促進を図るとともに、孫（小学生）から祖父

母へ交通安全を呼びかけるハートフルメールの実施や夜光反射材の活用等交通安全用品の普及にも努めていきます。

70歳以上の運転者については高齢者講習受講と高齢運転者マークによる表示を推進するよう啓発を図ります。

(2) 交通安全に関する普及啓発活動の推進

① 交通安全運動の推進

春・秋の全国交通安全運動を中心に、交通事故の実態に即した運動を実施するほか、高齢者の交通事故防止強化旬間や飲酒運転撲滅・冬道の交通事故防止強化旬間において、実情に即した交通安全運動を展開します。

また豪雪地帯である当町では、冬期の路面凍結や視界不良、除雪作業中の交通事故の発生が特に懸念されることから、時期に応じた交通安全啓発活動を実施していきます。

毎月1日に定めている「交通安全の日」においては、町民一人ひとりが交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけることを目的とした街頭指導を実施するとともに、特に児童生徒や高齢者に対しては、夜光反射材の着用や自転車や自動車の安全運転を呼びかける街頭指導を実施していきます。

町交通安全大会については、今後も定期的な開催に努め、町全体での交通安全意識の高揚を図っていきます。

② 普及啓発活動の効果的な展開

ア 街頭指導の実施

交通安全運動の実施にあたっては、交通安全意識の普及高揚を図るため、関係機関・団体が緊密な連携の下に街頭等における啓発活動をするなど、効果的な運動を推進していきます。

イ 広報媒体の積極的活用

町民一人ひとりの交通安全に対する関心と意識を高め、交通ルールの遵守と交通マナーの実践を習慣づけるため、交通事故の実態を的確に捉え、地域、職場、学校、家庭等の場に応じた広報媒体を計画的、積極的に活用し、日常生活に密着した広報を展開していきます。

特に、広報「おぐに」や小国町のホームページ、フェイスブック、防災行政無線を積極的に活用するとともに、小国町交通安全推進協議会等の組織を通じ、各家庭に浸透する広報を行い、交通弱者の保護、妨害運転及び飲酒運転等の悪質・危険な運転の撲滅のため、家庭からの交通安全意識の向上を推進していきます。

③ シートベルト全席着用及びチャイルドシートの正しい着用の徹底

自動車事故でのシートベルト非着用者の死亡者が高い割合を占めていることを踏まえ、着用率が低いといわれる後部座席におけるシートベルトの着用を含め全席での着用と、子どもを同乗させる際におけるチャイルドシートの適切な着用を徹底するため、関係機関・団体が一体となり、交通安全運動などあらゆる機会において着用の徹底を広く呼びかけていきます。

④ 薄暮時におけるヘッドライトの早め点灯とハイビーム使用の促進

薄暮時は事故が起こりやすい時間帯であるため、季節や気象の変化等に応じて早めのヘッドライト点灯（自動車及び自転車のライトの早期点灯）、対向車及び先行車がない状況では積極的なハイビームの使用を促進していくとともに、歩行者、自転車利用者においても反射材用品等の着用を推進していきます。

（３）地域で守る交通弱者の交通安全対策の推進

交通安全は、住民の安全意識により支えられるとともに、当町を訪れ、関わりを有する方や通勤・通学者等全ての人々が、交通社会の一員であるという当事者意識を持つよう意識改革を促すことが重要です。

このため、交通安全思想の普及徹底にあたっては、行政、民間団体、企業等と住民が連携を密にした上で、それぞれの地域における実情に即した身近な活動を推進し、住民の参加・協働を積極的に進めていきます。

（４）飲酒運転の撲滅

飲酒運転は、極めて悪質・危険な行為であり、犯罪です。

平成２０年３月に制定された、「山形県飲酒運転をしない、させない、許さない条例」の目的に沿って、活動を展開することとし、飲酒が運転に及ぼす影響やその危険性等の周知徹底を図るとともに、職場、家庭、飲食店等での飲酒運転撲滅に向けた取り組みを促進し、町民総ぐるみで飲酒運転の追放を図っていきます。

（５）自転車の安全利用の推進

自転車は、子どもから高齢者まで簡単に利用できる乗り物ですが、本来車両であり、道路を通行する場合は、車両としてのルールを遵守するとともに交通マナーを実践しなければならないことについて理解を深めていく必要があります。

自転車乗車中の交通事故防止や自転車の安全利用を促進するため、「山形県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」及び「自転車安全利用五則」（平成１９年７月

10日中央交通安全対策会議、交通対策本部長決定）の活用などにより、歩行者や他の車両に配慮した通行等、自転車の正しい乗り方に関する普及啓発の強化を図ります。特に、自転車のルールやマナーに違反する行動を防止するため、交通安全教育等の充実を図り、携帯電話の通話や操作、ヘッドホン・イヤホンを使用して周囲の音が聞こえない状態での運転や傘さし運転といった危険な運転の根絶を図るべく、指導広報を推進していきます。

自転車用ヘルメットについては、あらゆる機会を通じて頭部保護の重要性とヘルメット着用による被害軽減効果の理解促進に努め、全年齢層でのヘルメット着用を促進していきます。

さらには、薄暮の時間帯から夜間にかけて自転車の重大事故が多発する傾向にあることを踏まえ、自転車のヘッドライト点灯の徹底と、反射材用品等の活用促進により、自転車の被視認性の向上を図っていきます。

2 安全運転の確保

安全運転を確保するためには運転者の能力や資質の向上を図ることが必要です。このため、運転者のみならず、これから運転免許を取得しようとする方までを含めた運転者教育等の充実に努めていきます。

また、運転者に対して、運転者教育、安全運転管理者による指導及びその他広報啓発等により、横断歩道では歩行者が優先であることを含め、高齢者、障がい者及び子どもをはじめとする歩行者や自転車に対する保護意識の向上を図っていきます。

さらに、企業・事業所等が交通安全に果たすべき役割と責任を重視し、企業・事業所等の自主的な安全運転管理対策の推進及び自動車運送事業者等の行う運行管理の徹底を図るとともに、交通労働災害の防止等を図るための取り組みを進めていきます。

複雑多様化した交通社会においては、より安全な運転行動のとれる運転者の育成がより一層求められていることから、道路及び交通の状況に応じた危険を予測し、回避する意識及び能力を高め、責任の自覚と他の人々に思いやりを持たせるための教育を交通安全協会、安全運転管理者協議会等の関係団体と連携しながら実施していきます。

高齢運転者については、安全運転を継続できるよう、運転能力を維持向上させるための施策を充実させるとともに、各種講習会を通じて現在の運転能力に対する正しい認識の習得など安全運転に関する教育を充実させていきます。

また、70才以上の高齢運転手には高齢運転者マークの積極的な使用の促進を図るとともに、一般ドライバーには高齢運転者マークを取り付けた自動車に対する保護意識の向上を図っていきます。さらに運転免許証自主返納制度の広報周知に努めるとともに、

自動車等の運転に不安を有する高齢者等が運転免許証を返納しやすい環境整備を図り、運転免許証を自主返納した方の支援に努めていきます。

シートベルト、チャイルドシート及び乗車用ヘルメットの正しい着用の徹底を図るため、関係機関・団体と連携し、各種講習・交通安全運動等あらゆる機会を通じて、着用効果の啓発等を積極的に行っていきます。

3 道路交通環境の整備

道路交通環境の整備については、自動車、自転車、歩行者それぞれの交通上の安全面や交通事故多発箇所、重大事故発生箇所を考慮し、安全対策を関係機関と協議していきます。特に国道113号小国町緑町交差点や小国町立小国小学校周辺道路については、次期総合センター建設工事に伴い、関係車両の交通量の増加が見込まれることから工事車両対策や通学路の安全面には十分配慮した整備を要請していきます。

また、国道、県道などの幹線道路に設置している赤色回転灯についても引き続き維持管理を行っていきます。

第2編 踏切道における交通の安全

第1章 踏切道における交通安全の目標等

1 踏切事故の状況等

踏切事故については、令和3年5月に遮断機や警報機が設置されていない第4種踏切で、列車と軽自動車が発生し、軽自動車の運転手が死亡する交通事故が発生したものの、信号保安設備等の整備や、北小国踏切の拡幅などを始めとする諸般の安全対策の推進により事故件数は減少傾向にあります。今後とも交通安全活動等を通じた安全対策を推進していきます。

2 交通安全計画における目標

踏切事故については関係機関、団体及び町民の理解と協力の下、踏切手前での一時停止や安全確認の実施について継続した注意喚起を行い、事故件数ゼロを目指すものとします。

第2章 踏切道における交通安全対策

踏切道における交通安全については、年間を通じて実施される各種交通安全運動期間内において、踏切道の前後の見通しが悪い箇所や第4種踏切の安全な通行について重点的な交通安全啓発活動を実施していきます。